

●● 児童福祉各手当

▼子育て支援課

離婚・死亡などで父または母と生計を共にしていない児童や、父または母が重度の障害者である家庭の児童を養育している方を対象に、児童が18歳に到達する年度の末日まで児童扶養手当・県遺児手当・市遺児の育成をはかる手当(各所得制限あり)が支給されます。ただし、児童が里子になっているときや児童福祉施設に入所しているとき、公的年金などを受給している場合は、支給されないことがあります。

◆児童扶養手当月額

児童1人目 :42,500円～ 10,030円
 児童2人目 :10,040円～ 5,020円
 児童3人目以降: 6,020円～ 3,010円

◆県遺児手当月額(児童1人当たり)

1～3年目:4,350円
 4・5年目 :2,175円
 6年目以降は支給されません

◆市遺児の育成をはかる手当月額(児童1人当たり) 2,100円

●● 市遺児の育成をはかる手当

▼子育て支援課

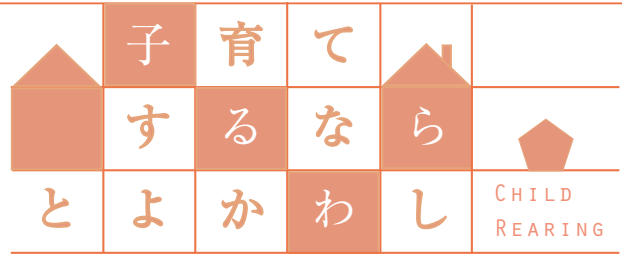
7月定期支払い分(4～7月分)を7月13日(金)に、指定された金融機関口座に振り込みます。個別の支払い通知はありませんので、預金通帳などで確認してください。

保育士が
答える!

パパママ相談室

外で遊ぼうとせず、家の中で遊んでばかりで困っています。

テレビやゲームばかりでは心配ですが、室内で物を作ったり、絵を描いたりすることが好きなのは子どもの個性でもあるので認めてあげたいですね。ただ、幼児期に外で遊ぶことは、心身の発達にとってたいせつなことです。家族で家の近くを散歩したり、公園で遊んだりして楽しさを共有すると良いですね。また、海や川、山に出掛けるなど、季節ならではの経験は、子どもを大きく成長させるだけでなく、家族の良い思い出となりますよ。



豊川市の子育て情報をお届けします

- 子育て支援課 ☎ 89-2133
- 保育課 ☎ 89-2274
- 子育て支援センター ☎ 89-1398
- 子育ての訪問相談に関しては
- 利用者支援専用ダイヤル ☎ 89-7031

●● はぐみんカードをご利用ください

▼子育て支援課

はぐみんカードは、子育て家庭に配布される子育て家庭優待カードです。協賛店舗・施設でカードを提示すると、ショップが独自に設定する商品の割引やサービスなどの特典が受けられます。

対象▶ 市内に在住で、18歳未満の子どもと保護者(子どもが満18歳に達して最初の3月31日までご利用できます)および妊娠中の方

配布場所▶ 子育て支援課、子育て支援センター、保健センター、各支所で配布しています。妊娠中の方は母子手帳を、その他の方は身分証明ができるもの(運転免許証など)をお持ちください

その他▶ カードの利用にあたっては次のことに注意してください

- カードの裏面には、子どもの氏名、生年月日を記入してください
- カードを他人に譲渡・貸与することはできません
- お店によっては、カードを利用できる条件がある場合もあります。また、特典などについては変更となる場合があります
- 各協賛店舗のサービスは、お店の善意と協力によるものです。カードは子ども1人につき1枚までとするなどルールとマナーを守りましょう



協賛店舗、利用可能なサービスについては、こちらをご覧ください

はぐみんカード

検索